

連帯保証 分別の利益 宅建 H05-04-2 <<#857>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対して負う1,000万円の債務について、C及びDが連帯保証人となった(CD間に特約はないものとする)。CがBから1,000万円の請求を受けた場合、Cは、Bに対し、Dに500万円を請求するよう求めることができる。

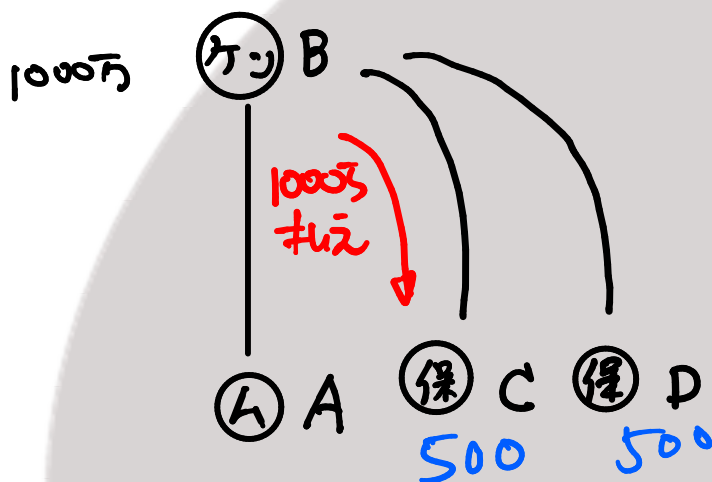
【答え】 誤り

<<ポイント>> 分別の利益 【宅建★基礎必須】

分別の利益 ⇒ 共同保証人は、原則として、主たる債務の額を平等の割合で分割した額についてのみ保証債務を負担する

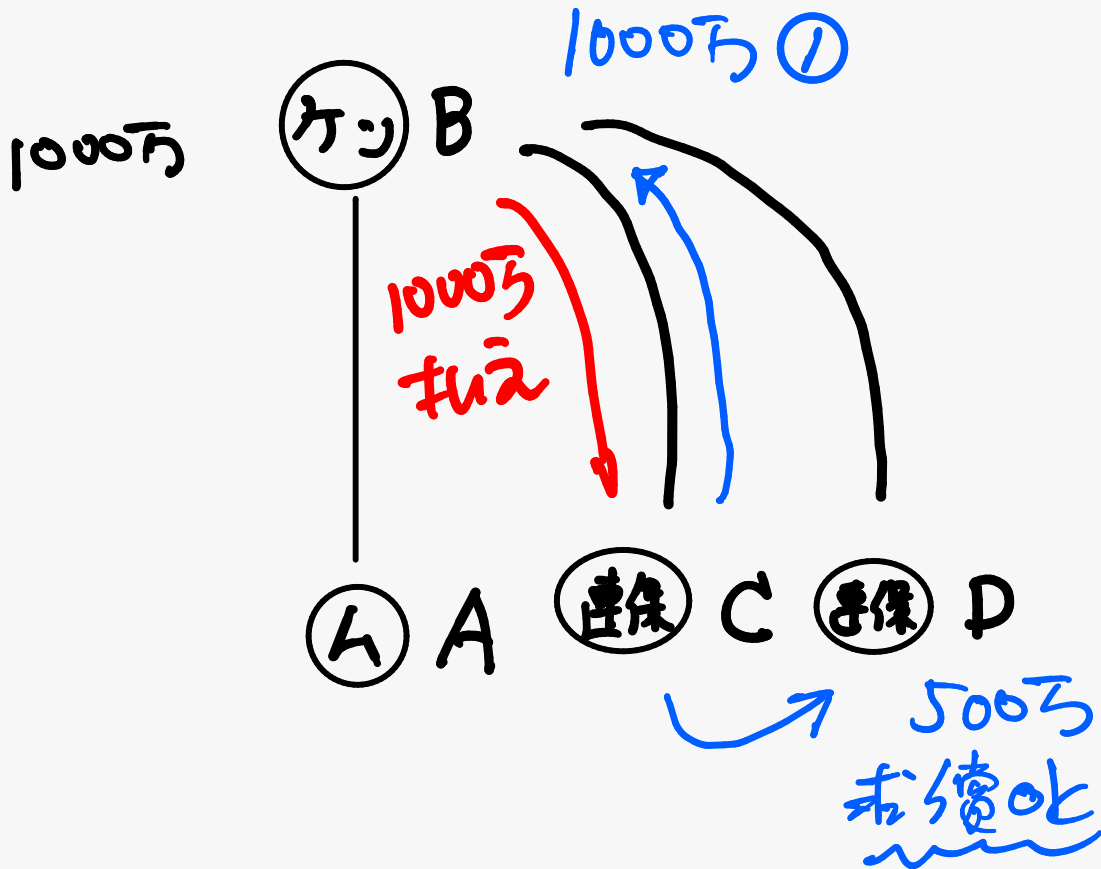
連帯保証に分別の利益はない ⇒ 連帯保証人は、主たる債務全額の保証債務を負担する

分別の利益



Cは、Bに文を
Dに500万円を請求
するよう求めることができる

分別の利益がある



①

連帯保証人Cは、
金額 1,000万円を
支払わなければ
ならない

②

∴ Dは、Dは支払し、
→ 500万円を求償できる。

<求償権>

